

(別紙)

諮問番号：令和 7 年度 諮問第 3 号

答申番号：令和 8 年度 答申第 3 号

答 申 書

審査請求人〇〇〇〇が令和 7 年 4 月 3 0 日付けで提起した審査請求に関する審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は一部認容されるべきである。

第 2 事案の概要

審査請求人は、かほく市長に対し令和 7 年 1 月 1 4 日付で公文書開示請求書を提出し、かほく市長はこれを令和 7 年 1 月 1 6 日に受付した。

かほく市長は、審査請求人に対し令和 7 年 1 月 3 0 日付で公文書非開示決定通知書を送付した。

審査請求人は、かほく市長に対し令和 7 年 4 月 2 8 日付で非開示決定の取消しを求める審査請求書を提出し、かほく市長はこれを令和 7 年 4 月 3 0 日に受付した。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 生年月日または抽出時点の年齢について
- (2) 性別
- (3) 死亡している場合の死亡日
- (4) 転出している場合の転出日

(5) 転入している場合の転入日

(6) ワクチン接種日及びロット番号、接種ワクチンメーカー、接種回数

(7) (1)～(5)と(6)を紐づけた形式でのデータ開示ができない場合は、
紐づけることができる個人番号宛名

上記(1)～(7)については、被接種者がワクチンを受けるか否かの判断材料となることから、かほく市情報公開条例第7条第2号ただし書きイに該当し、全部開示すべきである。

また、処分庁は、(1)、(7)について個人情報である旨主張するが、その情報によって個人を特定できるか否かは、その情報を請求した請求人を基準として判断すべきであり、おおよそ一般人である請求人が上記情報を取得したとしても、それによって個人が特定されるおそれはないことから、当該情報を個人情報と判断すべきではない。また、過去に他地方公共団体においてワクチンデータを開示された事例があるが、そのことによって個人情報の漏洩となった例はない。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 生年月日または抽出時点の年齢について

個人識別情報であり、他の情報と照合すること他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるおそれがあることから、非開示処分が妥当である。

(2) 性別

有意な情報でないとは認められず、開示することが妥当である。

(3) 死亡している場合の死亡日

ワクチン接種において不要な情報であるため、紐づいたデータを作成していない。よって文書不存在として非開示処分が妥当である。

(4) 転出している場合の転出日

ワクチン接種において不要な情報であるため、紐づいたデータを作成していない。よって文書不存在として非開示処分が妥当である。

(5) 転入している場合の転入日

ワクチン接種において不要な情報であるため、紐づいたデータを作成していない。よって文書不存在として非開示処分が妥当である。

(6) ワクチン接種日及びロット番号、接種ワクチンメーカー、接種回数

有意な情報でないとは認められず、開示することが妥当である。

(7) (1)～(5)と(6)を紐づけた形式でのデータ開示ができない場合は、
紐づけることができる個人番号宛名

個人識別情報であり、他の情報と照合すること他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるおそれがあることから、非開示処分が妥当である。

第4 審査会の調査審議の経過

令和7年12月19日 諮問受付

令和8年 5月11日 第1回審議

令和8年 6月18日 第2回審議

令和8年 7月27日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令の規定

『かほく市情報公開条例』

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で

あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア (略)

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ (略)

(3)～(7) (略)

第11条 (略)

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第1項第2号及び同号ただし書イの解釈について

条例第7条は、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない、としている。公文書開示請求は何人でも行うことができることから(条例第5条)、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」の「他の情報」には、報道や公刊物等の一般人が知りうる情報だけではなく、当該個人と関係を有する者が知りうる情報をも含むと解すべきである。

そして、特定の個人が識別されることの回避を重視するあまり、抽象的には特定の個人を識別することができる可能性があるが、識別されるおそれが相当程度具体

的であるとまではいえない場合にも非公開としてしまうと、市民の知る権利を侵害することとなってしまう。そのため、「特定の個人を識別することができる」かについて判断する場合は、相当程度具体的に識別可能性があるかを考慮する必要がある。

同号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、同号本文に該当する情報であっても公開すると規定する。非公開情報を例外的に公開することを義務付ける規定であるから、非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益を比較衡量し、後者が前者を優越すると認められるときに限り、公開が義務付けられるものと解すべきである。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

① 第2号本文の該当性について

ア 生年月日または年齢に関する情報は、近親者や友人等、当該個人と関係を有する者であれば記憶に残りうる情報であるから、当該個人に関する情報と照合され、当該個人が識別されるおそれがある。そのため、「他の情報」には、公刊物に掲載された情報の様に一般人が知りうる情報に限らず、個人と関係を有する者が知りうる情報も含まれると解すべきである。

イ そこで、対象文書の非公開部分に記載されている情報と、一般人が知りうる情報や個人と関係を有する者が知りうる情報を照合することで、特定の個人を識別することができる可能性が相当程度具体的であるか否かが問題となる。

ウ 処分庁の説明によると、対象期間に接種を行った個人の生年月日又は年齢について、一律に非公開としているとのことである。仮に、個人の生年月日を公開すると、当該個人が識別される可能性は相当程度具体的であるといえる。しかしながら、個人の年齢については、請求があった時点のワクチン接種データに記載されている年齢であり、同一の年齢の者が複数人いることになるから、たとえ個人と関係を有する者であっても、当該個人を特定することはできない。このような事情を踏まえると、年齢は、公開することにより、当該個人を特定することが不可能であるとはいえないが、その可能性は抽象的なものに留まるといえる。した

がって、一律に生年月日又は年齢を非公開とした処分庁の判断は妥当ではなく、年齢については公開すべきである。

エ 審査請求人が請求する「個人宛名番号」は、いわゆる「団体内統合宛名番号」のことを指すと考えられるところであるが、処分庁の説明によると、この「団体内統合宛名番号」については、処分庁のあらゆる業務で頻繁に使用されており、かつ特定の個人につき一つの番号が付番されているとのことである。そのため、市から通知され、又は取得した個別の複数の情報を「団体内統合宛名番号」により紐づけることで、特定の個人を識別することができる恐れがあるとのことであった。これらの判断は妥当である。

② 同号ただし書イの該当性について

ア 生年月日又は年齢及び「団体内統合宛名番号」の一部を非公開、又は全部非公開とする処分によって保護される利益は、当該個人のプライバシーである。一方で、審査請求人は、新型コロナワクチン接種による健康被害が存在し、被害の実態が明らかとなり、市民がワクチン接種を受けるかを判断したり被害者救済制度に申請をしたりすることができるようになることが、公開されることで得られる利益であると主張する。

イ この点に関連して、内閣府情報公開審査会平成14年4月12日答申第5号が、特定の医薬品に関する医薬品副作用・感染症症例票に記載された患者の副作用症状や治療内容等の情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかを判断している。内閣府答申の事案と本件では、非公開とされた部分に記載されている情報は異なるが、共に特定の医薬品の副作用症状に関する情報であって、患者や死者のプライバシーに関する情報であるという点で類似していると考えられる。そのため、当審査会が、非公開とすることが妥当であると判断した部分が、条例第7条第2号ただし書きイに該当するかを判断するにあたって、内閣府答申における判断を参考とすることは、妥当であるとする。

ウ 内閣府答申は、以下のとおり判断している。すなわち、これらの情報は、患者の生命、健康等に直接かかわる機微にわたる私的な情報であり、識別性を除いたとしても、公にすることにより特定の患者の権利利益を害するおそれがあると認められる。しかし、副作用症例については、呼吸困難という症状の重い症例である上に、本件医薬品の製造業者が使用上の注意を速やかに改訂することとしていること及び医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の救済給付事業において本症例について本件医薬品が「副作用の原因と考えられる又は推定される医薬品」とされていることから、これまで厚生労働省が公にしてきている安全対策上の措置を講じた医薬品の副作用症例に準ずるものと考えられ、本件医薬品の安全な使用の観点から、これを公にすることの意義は大きいものと認められる。そのため、本件症例票に記載された情報を公にすることにより保護される人の生命や健康等の利益と、当該情報を公にしないことによる患者の権利利益を比較衡量した場合、前者が後者を上回ると認められ、「年齢」、「医療機関の所在地」、「主な既往歴、患者の体質等」及び「副作用・感染症の発現状況、症状及び処置等の経過」の部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当することが認められる。ただし、患者を識別することができることとなる「患者の略名」及び「職業」については、人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要な情報とは認められない。

エ 内閣府答申は、特定の個人を識別することができる情報は、「人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要な情報」とは認められず、患者の副作用症状や治療内容等の情報であって特定の個人を識別することができない情報は、症状が重篤であり、かつ症状について当該医薬品が副作用の原因と考えられる又は推定されることを前提に、安全対策上の措置を講じた医薬品の副作用症例に該当するものとして公的機関が公表している場合や、そのような場合に準ずる場合には、当該医薬品の安全な使用の観点から、これを公にすることの意義は大きいものと認められるので、情報を公にすることにより保護される人の生命や健康等の利益と、当該情報

を公にしないことによる患者の権利利益を比較衡量した場合、前者が後者を上回ると認められると判断している。

オ 本件対象文書は、かほく市内で一定の期間内にワクチンを接種した者全員の年齢及び生年月日、性別、ワクチン接種の有無、ロット番号、接種日及び団体内統合宛名番号を記載したものであって、例えば副反応疑い報告書のように、ワクチン接種による副反応が疑われることを前提として収集した情報ではないから、対象文書の非公開部分に記載された情報は、死亡という症状に直接結びつくわけではない。また、審査請求人の主張を踏まえても、厚生労働省などの公的機関が、新型コロナワクチン接種後の死亡について、安全対策上の措置を講じた医薬品の副作用症例に該当するものと認定して公表する状況にあると認定することもできない。したがって、情報を公にすることにより保護される人の生命や健康等の利益と、当該情報を公にしないことによる個人の権利利益を比較衡量した場合、前者が後者を上回るとまでは、認められない。

3 結論

以上のことから、原処分については、生年月日及び「団体内統合宛名番号」は、条例第7条第2号に該当するから、これらを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については条例第7条第2号には該当しないから、公開すべきであると判断した。よって、当審査会は第1記載のとおり、答申する。

かほく市行政不服審査会